



## 標準ペナルティ（SP）方式

『テクニカル委員会が 審問なしに標準ペナルティを適用することができる規則』

帆走指示書／クラス規則違反があった場合には、その日のレース終了後、直ちに違反内容を公式掲示して成績にペナルティを加点する。競技者はこの掲示を見て 違反内容等を不服とする場合には、抗議の締め切りまたは 救済要求の締め切り時間迄に、救済の要求書を プロテスト委員会に提出することができる。ペナルティは 参加艇数の%による「得点ペナルティ」とし、規則44.3(c) に記載されたとおりに計算される。

### 1. 小程度のペナルティ DNFの得点の 5% と同等のペナルティ

1.1 SI 20.1～ 20.4 装備の交換申告違反・・・違反したレースに課す

### 2. 中程度のペナルティ フリート艇数 10% と同等のペナルティ（違反があったレースに課す）

- 2.1 アカ汲み/パドル/ダガーボードが ハルに正しく取り付けられていなかった (CR 4.3/3.3.4)
- 2.2 もやいロープが マストステップに取り付けられていなかった (CR 4.3(b))
- 2.3 笛が 個人用浮揚用具に取り付けられていなかった (CR 4.2(a))
- 2.4 1本のセールタイ（ガラミ）が アイレット部分のセール端からマスト/ブームまでの距離が 15mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.3/6.6.3.4)
- 2.5 2本以上のセールタイ（ガラミ）が各アイレット部分のセール端からマスト/ブームまでの距離が 13mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.3./6.6.3.4)
- 2.6 セールタイ（ガラミ）1本が 偶然に無くなっていた (CR6.6.3.3/ 6.6.3.4)
- 2.7 ブームの張り索とブームとの間隔が101mm以上 120mm以内で超えていた (CR 3.5.3.8)
- 2.8 ブームの張り索にあるリングの移動 (CR 3.5.3.8)

### 3. 重大なペナルティ フリーートの艇数 30% と同等のペナルティ（違反があったレースに課す）

- 3.1 あか汲み、パドル や もやいロープが艇に積んでいなかった (CR 4.3)
- 3.2 笛が無かった (CR 4.2)
- 3.3 マストをハルに取り付けるための ラニヤード、ロック装置 や他の仕組みがない (CR 3.5.2.11)
- 3.4 セールのバンドが マストの2本のバンドの間から外れている (CR 3.5.2.7/6.6.3.1)
- 3.5 2本のセールタイ（ガラミ）が各アイレットからマスト/ブームまでの距離がの15mm以上ゆるんでいた(CR 6.6.3.3/6.6.3.4)
- 3.6 3本以上のセールタイ（ガラミ）が各アイレット部分のセール端からマスト/ブームまでの距離が 13mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.3./6.6.3.4)
- 3.7 ブーム張り索とブームとの間隔が120mmを超えていた (CR 3.5.3.8)
- 3.8 スロート、タック、クリュー部分での セールの端が マスト/ブームから13mm以上ゆるんでいた

#### ※ 上記以上に重大な違反 レース委員会／テクニカル委員会からの抗議の対象になる。

- (a) -- 計測で検査されていない装備品の使用
- (b) -- 承認されていない艀装品の使用
- (c) -- 3.重大なペナルティの繰り返しの違反

\* \* --その他のクラス規則違反、SI 違反についても テクニカル委員会からの抗議の対象になります。

\* \* --その日にレースが行われた場合にのみ適用される。